

社会福祉法人 蓮花の会

令和5年度事業計画

基本理念

生まれ育ったこの町でこの町のみなさんと一緒に暮らしていきたい(生きたい)と願う当事者家族の思いに寄り添い、誰もが安心して暮らしやすいまちづくりを目指し地域福祉の向上に貢献します。

運営理念

ひとりひとりの個性と可能性を尊重し、住み慣れた地域の中で安心・安全で快適な暮らしができるよう、心かよいあう安定した福祉サービスの提供のために、法令を遵守して健全な法人運営に努めます。

<重 点 目 標>

1 法人理念の浸透

今年度も引き続き毎朝のミーティング前に基本理念・運営理念及び7項目のスタッフの誓いの唱和を行い、法人理念の浸透に努めます。また、日々の利用児者への支援を基に、職員一人一人が理念に沿った関りができるよう法人全体研修・会議等の時間を活用して、法人理念の具体化・具現化に取り組み理念の継承を図ります。

2 福祉人材の育成

「人材の確保」・「定着」・「育成」の視点で、処遇改善とキャリアパス、人事評価を行い働き甲斐のある職場づくりに努めます。新しく導入した人事評価シートを改善しながら「目指す職員像」「理想的な職員像」「魅力ある職員像」が評価基準に明確に反映されるよう努めます。コロナウイルスの感染予防の観点から、施設内で各事業が分散し研修等を受けれるようweb環境を整えましたが、感染状況やガイドライン等を鑑みながら、対面での全体会議を開催します。外部研修等への派遣も継続的に行います。特に強度行動障害児者への支援力を高めるための研修へ積極的に派遣します。職務能力の開発及びリーダー層の育成に取り組むことはもとより、職員個々のスキル・モチベーション、チーム力が向上できるよう外部講師等を招いた研修会を開催します。

3 法令遵守

現行法令及び法改正に対応できるよう情報収集に努め、税理士及び社会保険労務士等

の専門家の指導を受けながら事業を推進していきます。組織機能の強化に努め、役割を分担しながら管理体制を整えていきます。佐賀県が主催する事業所説明会等には積極的に参加し遵守すべきルール等の変更について熟知するとともに各職員への周知に努めます。

4 啓発・広報

開かれた法人運営を目指し、年間2回「蓮の実ニュース」の発行やホームページ等を活用して各事業の活動等の報告を行います。また、介護福祉士や保育士を目指す学生の実習施設として各福祉及び教育専門校等との連携を図りながら事業所の啓発に努めます。

5 組織機能の強化

改正社会福祉法に基づいた理事会・評議員会・監事監査会等を適正に開催し、組織統治 体制を整備します。また、税理士・社会保険労務士等の専門家によるチェック及び相談の 体制の充実に努めます。各専門委員会を立ち上げ、定期的な開催と役割分担を明確にした 機能の充実に努めます。

法人運営

- (1) 組織体制
 - ① 理事・監事会の開催
- ② 評議員会の開催
- ③ 監事監査会の開催
- ④ 評議員選任・解任委員会の開催
- ⑤ マネージャー会議の開催
- ⑥ サービス管理(提供)責任者会議の開催
- (7) 各専門委員会の開催(虐待防止・感染症対策・衛生委員会・リスク管理委員会)
- (2) 財政基盤
 - ① 地域活動支援センター事業収入
 - ③ 日中一時支援事業収入
 - ⑤ 障害児相談支援事業収入
 - ⑦ 共同生活援助事業収入
 - ⑨ 障害児通所支援事業収入
 - ① 就労継続支援 B 型事業収入
 - ① 寄付金·補助金等収入
- (3) 市・町受託金・補助金等
 - ・地域活動支援センター事業
 - · 日中一時支援事業

· 移動支援事業

- ② 居宅介護·重度訪問介護事業収入
- ④ 特定相談支援事業収入
- ⑥ 生活介護事業収入
- ⑧ 短期入所事業収入
- ⑩ 移動支援事業収入
- ⑫ 児童発達支援事業収入
- 白石町
 - 3市3町
 - 3市3町
- (4) その他の補助金・助成金等を積極的に申請して法人運営に活用します。
- (5)職員の協働・連帯感の向上を目指し、全体で取り組む事業の企画運営を推進します。

6 利用環境の向上

- 1、就労継続支援 B 型事業所の工賃向上を目指し、研修会や先進地視察等を推進して利用者が働きやすい環境や作業を整備します。月額工賃 20,000 円以上を持続できるよう目標において目標工賃達成指導員を中心にその達成に向けて取り組みます。
- 2、グループホームの開設に向けて、佐賀県障害福祉関係施設整備費補助金の申請を行いま す。また、福祉医療機構との協議を行い建設資金等の計画を行います。
- 3、白石町福田の土地をグループホーム建設用地にするため農地転用許可申請を行います。 また、造成の計画を立て佐賀県障害福祉関係施設整備費補助金が決定した場合に、スム ーズに着工できるよう関係機関との検討、協議を進めます。
- 4、新拓地区の農業委員及び隣接耕作者、施工業者と協議を行いながら駐車場の整備を行い ます。
- 5、放課後等デイサービスゆめきらを白石町福田に開設しました。法人敷地外での運営であるため、管理体制を整え、地域住民と調和しながら事業を行います。
- 6、断続的に開催されていた、近隣の高齢の方を中心に地域の住民が集まる健康サロン(新 拓サロン)が再開されます。コロナウイルスの感染状況や県からのガイドラインを考慮 しながら引き続き当施設を会場に開放します。
- 7、風水害等が予測される場合には利用者や家族、および近隣地区の住民に対して必要に応じ施設を避難所として開放します。
- 8、法人内事業所が連携、協働しながら利用者の障害特性の理解とその援助に努め、昼夜を 通して安心安全に暮らせる地域生活を支援します
- 9、各事業所理念が実行されることで法人理念の具現化並びに利用者処遇の向上につなが るよう指導助言を行います。また、各事業所の理念が職員の人事評価につながることで 更に利用者の処遇が向上するよう改善していきます。
- 10、職員の研修や個人学習をバックアップすることにより個人のスキルアップから法人全体のスキルアップに繋げ、利用者の処遇改善に努めます。
- 11、当法人の利用者の保護者を中心にした「ファミリー会」が交流の場から徐々に進展していくよう育成していきます。

令和5年度 地域活動支援センター事業計画

地域活動支援センター事業 ~ 理 念 ~

住み慣れた地域の中で安心して過ごすことが出来るよう笑顔で接し、利用者 の気持ちに添った支援に努めます。

利用者(1日平均2名)

職員数 1名

1 事業運営の基本計画

利用者が生まれ育った地域で、安心して楽しく豊かに暮らす事が出来るよう日中活動において、それぞれの障害特性に応じた排泄・食事・送迎等の必要な支援を実施いたします。あわせて生産活動の機会の提供を通して就労への意欲を喚起し、社会との交流を促進するとともに、ひとりひとりの個性を尊重した事業運営に努めます。

2 利用者の処遇

利用者個々の障害特性に応じた軽作業を検討し、働く事の意義と楽しさを知って貰う事で、心身の活性化と日常生活動作の向上に繋げます。また、季節の行事やレクリエーションを取り入れ、他者との交流及び地域社会へ参加できるよう支援いたします。

3 健康管理

毎利用のはじめに体温と血圧の測定を行い、体調不良及び身体に変化がある場合は施設内の看護師による指示、指導を仰ぎ必要に応じて医療機関へつなげます。

新型コロナウイルス感染拡大予防対策として、検温、手指消毒を徹底し、こまめに換気を行います。

4 防災計画

年2回施設内他事業と合同で火災を想定した避難誘導訓練及び災害を想定した避難誘導訓練や避難経 路の確認を行います。

5 日課

サービス提供時間(土・日・祭日を除く 9:30~15:30)において適宜休憩をはさみながら軽作業に取り組んで頂きます。利用者の体調や天候等を考慮して、作業内容を検討し、無理がない程度の日中活動を提供いたします。

6 職員研修

内部、外部の研修等に積極的に参加して、報告伝達研修を実施することにより事業所全体の資質の向上とサービスの向上に努めます。

令和5年度 居宅介護・重度訪問介護事業計画

居宅介護事業 ★ 理念 ★

常に利用者の立場に立ち、誠意ある対応に努め 居宅生活の一部を支えられるチームを目指します

利用用者数 33 名(身体介護、家事援助、通院等介助、重度訪問介護、外出支援、福祉有償運送) 支援員数:常勤2名、非常勤2名

1 事業運営の基本計画

利用者がご自宅において、安心、安全に過ごすことができるように時間を厳守して訪問します。保護者様の就労等で、自宅を訪問して朝の支度や排泄、入浴等の身体介護を行います。調理及び買物・掃除等の家事援助を実施します。また、精神面な不安をお持ちの方への支援や重度訪問介護、ひとりで病院等を受診できない方や、外出に支援が必要な方には、福祉有償運送車両を用いて通院の介助・外出の支援を行い、安全運転で目的地まで送迎します。利用者が生きがいと尊厳を持って暮らしていけるよう、ひとりひとりの個性と、これまでの生活習慣を尊重した事業運営に努めます。

2 利用者の処遇

利用者ができることは、なるべく本人でしていただけるよう、自信につながるような言葉かけに配慮して支援を行います。また、モニタリングを行い個別支援計画に沿った支援を行います。これまで過ごしてこられた生活習慣を大切にし、課題が見える場合には、支援会議等で検討し、より良い支援につなげることで利用者様に安心と信頼を得られるよう努めます。コロナウイルス感染症等の対策としてフェイスシールド、使い捨て防護服、車中には飛沫防止カーテン等を使用し支援を行います。

3 健康管理

毎利用のはじめに利用者ご自身やご家族等から体調その他の様子を伺い、変化がある場合には記録等に残します。コロナウイルス感染症等の防止対策として、車中の換気、手指消毒、マスク着用、検温、アルコール消毒など基本の徹底に努めます。

4 移動支援

福祉有償運送により、通院及び外出等の支援を行います。 安心して目的地まで送迎できるよう交通ルールを守り安全運転で走行します。



5 職員研修その他

各種の研修会等に参加し、居宅支援員としての資質の向上と専門的知識の習得を図り 障害の特性や利用者の実態を的確に把握し、安心、安全なサービスを提供します。

令和5年度生活介護事業計画

~生活介護事業理念~

『利用者中心の支援します』

- 1、あなたの気持ちに添った支援をします。
- 2、あなたにとっての心地よい環境づくりに努めます。
- 3、笑顔で楽しい時間を一緒に作りましょう。
- 4、障害があってもできることがあります。一緒にチャレンジしていきましょう。
- 5、希望や要望も、まずは口に出して言ってみて下さい。叶えるために努めます。

利用者 24 名 (1 日平均 16 名)

職員数 15 名 (1 日平均 10 名)

1 事業運営の基本計画

利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるように入浴、排泄、及び食事の介助、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。住み慣れた地域で、これからも暮らしていけるようにきめ細やかな支援をすると共に、ひとりひとりの個性を尊重した事業運営に努めます。

2 利用者の処遇

利用者の基本的人権を尊重し、常に利用者の立場に立って心身の健康保持と身体機能の向上に努めます。特に力を入れているのが入浴支援です。個々のペースでゆっくりと入られるように一日をかけて入浴サービスを提供しています。これまでも利用者やご家族からの要望もあり今年度も充実させて利用者満足に繋げていきます。また、利用者の希望を聞いて行事を行うなど生活介護蓮の実の特色を更に充実させます。

3 健康管理

毎朝、利用のはじめにバイタルチェックを施行(検温・血圧測定・体調確認)し体調不良及び身体 に変化がある場合は、看護師が嘱託医等に相談して指示を仰ぎます。

感染予防対策として、家庭での検温、体調の観察をお願いし事業所でも体調確認や表情や動作などの健康状態の変化の有無に注意します。手洗い、うがい、手指消毒、換気の励行、消毒液で窓、ドアノブ、床、机、椅子等掃除を行い感染蔓延を防止します。特に虫歯予防の為、食後の歯磨きは仕上げ磨きを徹底します。

4 防災計画

防災計画に沿って、年2回施設内他事業と合同で避難誘導訓練及び災害等を想定した避難訓練を 実施します。

5 人材育成と専門性の向上

他利用者と一緒に過ごす事が出来ない方や強度行動障害のある方が増え、障害の特性の理解に基づく適切な支援が必要となります。職員のスキルアップが必須になっており職員育成に努めてまいります。内部、外部の研修に参加して職員会議等で伝達・報告する事により事業所全体の資質の向上とサービスの質の向上を目指します。

6 年間スケージュール

- 4月・・・入所式、花見ドライブ
- 5月・・・こいのぼり、つつじ見学
- 6月・・・壁画づくり、スポーツ大会
- 7月・・・七夕祭り (フルーツポンチを作る)
- 8月・・・夏祭り(かき氷・スイカ割り、ソーメン流し)
- 9月・・・お月見、買い物ツアー
- 10月・・・運動会、ハローウィン
- 11月・・・紅葉ドライブ、焼き芋会
- 12月・・・クリスマス会
 - 1月・・・新年会、初詣
 - 2月・・・節分(豆まき)
 - 3月・・・花見ドライブ
- ※誕生会は毎月実施します。

令和5年度 指定特定相談支援事業

(障害者・障害児) 事業計画

<事業の目的>

常に利用者(児)の立場に立って、利用者(児)やご家族が望む自立した日常生活又は社会生活ができるように、障害福祉サービス事業所等との連携を図り、利用者が暮らしやすい計画相談(サービス等利用計画・障害児利用支援計画)の提供を確保する事を目的としています。

<特定相談支援事業所蓮の実の理念>

よりそい、共に歩く

- ★本人や家族の真のニーズを知り必要な手立てを本人や家族と一緒に考えます 真のニーズを知るために・・・
 - アセスメント時に本人の色々な顔を知ることができるように、本人・家族・ 学校・保育園・福祉事業所・医療機関など様々な場所で話を聞き、色々な角 度からその人を知り、可能性を探ります。
- ★当事者(児)の願いや、普通(当たり前)の暮らしを、普通(当たり前)にできるために必要な計画を立てて、それを実現するための方法や必要な支援を提供してくれる場を探します。
- ★当事者(児)に関わる人達が連携できるようにコーディネートします。
- ★ホームコーディネーターとして寄り添います。
- ※ご家族や福祉だけでなく医療・教育・保育・その他さまざまな所と連携して、ご本 人が楽しく生活する事ができ、自立していけるように一人ひとり細やかに支援します
- ●医療ケアが必要な方や行動障害を有される方、高齢化等に伴い重度化する障害者の 方等に対して専門的な対応ができるように研修等に参加しスキルアップを図ります。
- ライフステージに応じて生活の段階に応じながら、必要に応じた福祉サービスや地域資源活用等の支援を受ける事ができるように一緒に将来計画の作成を行います。
- ●常に自分たちの姿を振り返り、研鑽に努めます。
- ●計画相談登録者数 (令和5年4月1日) 男性34名・女性22名 者の合計56名から開始します。 男児88名・女児26名 児の合計114名から開始します。 <計170名>



令和5年度 共同生活援助事業計画

グループホームほっとハウス介護理念

- ① 優しい言葉と温かい笑顔で、ほっとできるホームを目指します。
- ②職員が一丸となり統一したケアに努めます。

入居者数6名

職員数24名(生活支援員、世話人、夜間支援員)常時2名配置

1 事業運営基本計画

- ① 利用者が安心して暮らすことができるような環境づくりに努めます。
- ② 家庭的な雰囲気作りに努め、明るく楽しい共同生活となるよう支援します。
- ③ 利用者の自立支援のため、手を出し過ぎず、利用者の自己選択、自己決定を支援します。

2 健康管理

利用者一人ひとりの心身の状況に応じ、健康の保持と ADL 及び IADL の向上に努めます。利用者の嗜好を考慮しつつ、増加しがちな体重を管理し、新鮮な季節の野菜を中心とした食事を提供します。看護師による健康チェックを行い、協力医と連携して疾病予防、感染症等の蔓延を防止します。特に虫歯予防の為、食後の歯磨きは仕上げ磨きを徹底します。

*感染予防について

- 1. 職員からの持ち込みを防止するため、熱発や咳などの症状があれば、勤務しないさせない。 プライベートの行動も感染防止対策を徹底します。
- 2. 入居者の手洗いや手指消毒をこまめに声掛け誘導すると共に職員もケアごとの消毒をします。
- 3. 食事の際の体調確認や、表情や動作などの健康状態の変化の有無に注意します。

3 環境の整備

施設内の美化と利用者の身の回りの整理整頓に努め、リネン交換は週1回、また衣類等は日々 洗濯して清潔なものを着て頂きます。快適な環境で過ごせるよう換気、通気に気を配り空調の管理 を行います。冬季には特に湿度管理を徹底し、インフルエンザ等の感染予防に努めます。感染防止 のためにも、施設内のこまめな清掃・消毒を行います。

4 防火計画

防災計画に沿って年2回隣接する施設内他事業所と合同で、災害を想定した避難誘導訓練を実施します。ホームでは夜勤者が主体となり利用者の避難誘導を行います。

5 人材育成と専門性の向上

スタッフ会議や職員全体会議及び外部研修等に積極的に参加して、個人のスキルアップと共に 伝達研修や報告会を通して事業所全体の質の向上とサービスの質の向上に努めます。

*強度行動障害対応について・・昨年 11 月より強度行動障害加算を算定しています。ホームでは 2 名の入居者が対象ですが、全職員が根拠のある統一した支援が出来るよう、研修への参加や、事業所内の支援会議、研修報告会等、行動障害に対する支援の向上、入居者にとっての生活の質の向上を目指します。

6 行事計画

ド ラ イ ブ・・・四季を通じ季節を感じる機会を持つために、短時間でも戸外に出る機 会を作り気分転換を図ります。

地域行事の見学・・・地域とつながりながら生活することを支援するために、希望を募り、 地域に出掛ける機会を作ります。

外食及び買い物・・・楽しみを持ちながらホームで生活できるように入居者毎の希望を聞き ながら買い物へ出かける支援をします。

令和5年度 短期入所事業計画

ショートスティほっとハウス介護理念

- ① 優しい言葉と温かい笑顔で、ほっとできるホームを目指します。
- ② 職員が一丸となり統一したケアに努めます。

ホームと同様、利用者に寄り添いながら、ほっとできる空間づくりに努めつつ、職員は統一したケアを提供し、質の確保に努めます。

利用者数 17名(1日平均2名利用) 職員数 グループホームと兼務

1 事業運営基本計画

利用者が安心して宿泊することができるよう、家庭的な雰囲気作りに努め、保護者との連携を 密にして将来の自立に向けた支援を行います。

利用者一人ひとりの心身の状況に応じ、日常生活上の必要な支援を考慮して利用者の健康の保持 と ADL の向上に努めます。

2 健康管理

バランスと消化の良い食事の提供に努め、来所時の健康チェックを行い、体調の変化に留意します。体調の変化等を認めた場合には、保護者へ連絡すると共に看護師及び協力医の指示を仰ぎ重症化を防ぎます。また虫歯予防の為に、食後の歯磨きは自力磨きの後に仕上げ磨きを徹底します。

3 環境の整備

施設内の美化と利用者の身の回りの整理整頓に努め、衣類等は日々洗濯して清潔なものを用います。快適な環境で過ごせるよう換気、通気に気を配り空調の管理を行います。

グループホーム入居者と同様に感染防止に努め、利用者の手洗い・消毒や施設の清掃・消毒をこまめに行い「持ち込まない」「広げない」対策を実施します。

4 防火計画

防災計画にそって年2回隣接する施設内他事業所と合同で、災害を想定した避難誘導訓練を実施します。ホームでは夜間の災害を想定し、夜勤者が主体となり利用者の避難誘導を行います。

5 人材育成と専門性の向上

スタッフ会議や職員全体会議及び外部研修等に積極的に参加して、職員個人のスキルアップと 共に伝達研修や報告会を通して事業所全体の資質の向上とサービスの質の向上に努めます。利用 者の個々の障害の特性を理解し、他の事業所と連携し、よりよいケアを目指します。昨年 11 月よ り強度行動障害のある利用者を受けいることになり、研修への参加や、会議での伝達により、職員 の知識、技術の向上を図ります。

令和5年度 放課後等デイサービスはなといろ事業計画

放課後等デイサービスはなといろ理念

子ども達が生まれ育った地域で、自立した生活がおくれるよう、本人の苦手なこと、家族の困りごとに対して、その特性や生活環境を評価し、こども達の成功体験「やった!!」を増やせるような事業所を目指します!

利用者数 24 名 (1 日平均 10 名)

職員数 (1日平均職員数5名)

1 事業運営の基本計画

適切な個別支援計画書の作成を行うために、アセスメント(モニタリング)、個別支援計画原案、個別支援会議、保護者への説明と同意という流れを遵守します。また、その支援計画に沿った支援のために、業務開始前後のミーティングで情報の共有を行い、支援の統一とチームでの支援が行えるようにします。従事する指導員等は、利用児童の特性理解や支援方法などについての技術向上の自己研鑽に努めます。

2 利用児童への処遇

児童発達支援管理責任者をはじめ、保育士、児童指導員等の要件を満たす職員を適切に配置し支援にあたります。利用児童の特性に応じた環境の調整を行うとともに、課題、活動を通して利用児童の成功体験に繋がる支援を行います。また、強度行動障害についての研修を受けた職員を配置し、個々の特性に配慮したより専門的な支援を行います。

3 研修計画

職員の知識と技術の向上を図るため、研修会等に積極的に参加するとともに、法人内での研修会や 全体会議(月1回)にも出席し支援の質の向上を図ります。

4 健康管理

新型コロナウィルス感染症をはじめ、流行性の感染症等が起った際には感染症対策マニュアルに沿った対応を徹底します。感染予防対策として室内・玩具等の消毒、換気の徹底、マスク着用の促し、来所時の手洗い・検温、食事やおやつの前の手洗いなどを励行します。送迎時には保護者様や学校担任より、その日の体調を聴取し支援者間での情報共有に努めます。

5 防災計画

本体施設と一体的、または事業所単独にて火災通報避難訓練を実施します。また、町内の防災無線により避難指示が発令されたことを想定した避難誘導訓練を実施します。

6 余暇活動

新型コロナウィルス感染症の状況により、公共施設等への外出など計画します。個別支援計画や障

害特性に応じた余暇活動を企画し、施設屋外や事業所内でも利用児童がストレスなく楽しく参加できるよう支援します。

【年間スケジュール】

4月<歓迎会>	8月<プール・おやつ作り>	12月<クリスマス会>
5月<こどもの日祭り>	9月<はなといろ運動会>	1月<お正月遊び>
6月<創作活動>	10月<ハロウィン仮装>	2月<節分豆まき>
7月<水遊び・おにぎり作り>	11月<散策・図書館に行こう>	3月<卒業生を送る会>

7 日課

(平日) サービス提供時間

学校終了後~18:00

学校の下校に合わせて送迎車で事業所へ移動

事業所到着 排泄・手洗い・手指消毒・バイタルチェック

15:20~15:40 おやつ

15:40~18:00 個別支援計画に沿った過ごし方(保護者迎えまで)

(17:00~17:10) 送迎利用の児童は帰宅準備を行い出発

18:00 閉所

(土曜日・祝日・学校休業日) サービス提供時間 9:00~17:00

事業所到着 排泄・手洗い・手指消毒・バイタルチェック

9:00~11:45 個別支援計画に沿った過ごし方

11:45~12:00 昼食準備

12:00~13:00 昼食・口腔ケア・バイタルチェック

13:00~15:00 個別支援計画に沿った過ごし方(集団活動)

15:00~15:20 手洗い・手指消毒・おやつ

15:20~17:00 個別支援計画に沿った過ごし方

(16:00~16:15) 送迎利用の児童は帰宅準備を行い出発

17:00 閉所









令和5年度 放課後等デイサービスゆめきら事業計画

利用児童数(17名)

職員数(1日平均4名)

1 事業運営の基本計画

適切な個別支援計画書の作成を行うために、アセスメント(モニタリング)、個別支援計画原案、 個別支援会議、保護者への説明と同意という流れを遵守します。また、その支援計画に沿った支援の ために、業務開始前後のミーティングで情報の共有を行い、支援の統一とチームでの支援が行えるよ うにします。従事する指導員等は、利用児童の特性理解や支援方法などについての技術向上の自己研 鑽に努めます。

2 利用児童への処遇

児童発達支援管理責任者をはじめ、保育士、児童指導員等の要件を満たす基準人員等を適切に配置し支援にあたります。利用児童の特性に応じた環境の調整を行うとともに、課題、活動を通して利用児童の成功体験に繋がる支援を行います。また、個々の特性に配慮したより専門的な支援を行います。

3 研修計画

職員の知識と技術の向上を図るため、法人内での研修会や全体会議(月1回)にも出席し支援の質の向上を図ります。

4 健康管理

新型コロナウィルス感染症をはじめ、流行性の感染症等が起った際には感染症対策マニュアルに沿った対応を徹底します。感染予防対策として室内・玩具等の消毒、換気の徹底、マスク着用の促し、来所時の手洗い、検温、食事やおやつの前の手洗いなどを励行します。送迎時には保護者様や学校担任より、その日の体調を聴取し支援者間での情報共有に努めます。

5 防災計画

事業所にて火災通報避難訓練を実施します。また、町内の防災無線により避難指示が発令されたことを想定した避難誘導訓練を実施します。

6 余暇活動

新型コロナウィルス感染症の影響により、公共施設等への外出など制限されることがありますが、個別支援計画や障害特性に応じた余暇活動を企画し、近隣や事業所内でも利用児童がストレスなく楽しく参加できるよう支援します。また近隣の住民の方々との交流も経験しながら地域福祉の向上に努めます

【年間スケジュール】

4月	歓迎会	8月 水遊び・スイカ割り	12月 クリスマス会
5月	こどもの日祭り	9月 ゆめきら運動会	1月 お正月遊び
6月	創作活動	10月 ハロウィン仮装大会	2月 節分豆まき
7月	水遊び・カレー会	11月 秋の散策	3月 卒業生を送る会

7 日課

(平日) サービス提供時間 学校終了後~18:00

学校の下校に合わせて送迎車で事業所へ移動

事業所到着 排泄・手洗い・手指消毒・バイタルチェック

15:00~15:20 おやつ

15:20~18:00 個別支援計画に沿った過ごし方(保護者迎えまで)

(17:10~17:20) 送迎利用の児童は帰宅準備を行い出発

18:00 閉所

(土曜日・祝日・学校休業日) サービス提供時間 9:00~17:00

事業所到着 排泄・手洗い・手指消毒・バイタルチェック

9:00~11:45 個別支援計画に沿った過ごし方

11:45~12:00 昼食準備

12:00~13:00 昼食・口腔ケア・バイタルチェック

13:00~15:00 個別支援計画に沿った過ごし方(集団活動)

15:00~15:20 手洗い・手指消毒・おやつ

15:20~17:00 個別支援計画に沿った過ごし方

(16:00~16:15) 送迎利用の児童は帰宅準備を行い出発

17:00 閉所

令和5年度 就労継続支援B型 事業計画



利用者数 14 名(1 日平均利用者数 9 名)

職員数13名(調理、宅配員含む)

1 事業運営の基本計画

一般就労が困難である利用者に対して就労の機会を提供し生産活動やその他の活動を 通して一人一人の個性を尊重し地域における生活の充実と社会的自立の支援に努めます。

2 利用者の処遇

利用者の立場に立ち、心身の健康保持と生産活動の向上に努め、今年度目標工賃の平均を2万円以上に定めて、その達成に向けて利用者と共に励みます。収益から必要な経費を 差し引き利用者の工賃に充て、利用者のやりがいに繋がるように仲間たちの意見を反映 した余暇活動を計画していきます。

作業の手順やスケジュールなどを写真や文字で分かりやすく表示すると共に利用者への 声掛けにも配慮します。

4 健康管理

利用の初めにバイタルチェックを行い体調不良及び身体に変化がある時は施設内

の看護師に指示、指導を仰ぎ必要な対応を行います。

感染症予防対策として手洗い・消毒・換気に留意します。

4 生産活動

弁 当 事 業 (国産にこだわった手作り弁当) 受 託 事 業 (配食サービス・JA 葬祭用ギフト包装作業) 自主製品事業 (ドライフルーツ・干し芋・柚子胡椒・販売) そ の 他 作 業 (空き缶・空きビン回収・選別等)



令和5年度 児童発達支援事業計画 ほっぷ・すてっぷ

ほっぷ・すてっぷ 理念

子どもたちが持つ可能性や強みに着目し、

成功体験を積み重ねることでこころとことばを育てていきます

利用者数:18名 (1日平均利用者数 3名)

職員数:4名

1、事業運営の基本計画

保護者や保育園担任からの心身の状況等のアセスメントを行い、生活全般の質を向上させるための課題や目標、支援の方針を個別支援計画にて作成します。その支援計画書に沿って、従事する指導員が利用児童の特性や支援方針を理解した上、適切に関わっていきます。

2、利用児童の処遇

利用児童の特性や支援方法を共通理解した指導員が支援を行います。利用児童とマンツーマンで関わりながら、日常的基本動作の自立を目指します。またコミュニケーション能力を向上させる為、訓練や遊びの場面で他児との関わりを学んでいきます。できた時はたくさん誉め、共に喜ぶ事で自信に繋げ、就学までの後押しをしていきます。

3、健康管理

手洗いや消毒、検温等のバイタルチェックを行います。低温度オゾン発生装置を設置 し、室内の換気や机、玩具等の消毒をこまめに行います。また、送迎後は車内の消毒を行います。

各家庭にて来所前日の夜、来所日の朝の検温、またマスクの着用のご協力をお願いし、 新型コロナウイルス感染予防対策を行います。

4、研修計画

職員との会議や職員全体会議及び外部研修等に積極的に参加して、職員個人の資質の向上とサービスの向上に努めます。

5、防災計画

防災計画に沿って、年2回施設内他事業所と合同で避難誘導訓練及び災害等を想定し、

避難訓練を実施します。年2回の避難訓練に来所しない児童については、別日に避難誘導 訓練及び災害等を想定し、避難訓練を実施します。

6、年間スケジュール

4月	お花見・散歩	8月 水遊び	12月 クリスマス会
5月	家族への プレゼント作り	9月 敬老の日 プレゼント作り	1月 正月遊び
6月	野外活動	10月 ハロウィン	2月 節分豆まき 避難訓練
7月	夏祭り 避難訓練	11月 野外活動	3月 卒所式

※誕生会

7、日課

事業所等着後朝の準備・排泄・手洗い・バイタルチェック

10:30~朝の会11:00~個別訓練12:00~お弁当

13:15~ 制作・運動他

13:50~ 帰りの会

14:00~ 保育園・自宅へ送迎

活動の様子













令和5年度 日中一時支援事業計画

日中一時支援事業 【 理 念 】

- ・ご家族との連携に努め、安心して預けられる『場所』を作ります。
- 利用者の特性を把握して、日々の学びを深めながら統一した支援に努めます。

利用者数(1日平均6名) 職員数(2名)

1 運営基本計画

利用者ひとりひとりの個性と家庭の教育方針を尊重し、生活習慣の確立及び機能の向上に心がけ、明るく楽しい施設運営に努めます。

2 利用者の処遇

温かい愛情をもって、すべての利用者を平等に処遇し、趣味活動や娯楽を通して将来の自立に向けた生活習慣の指導・訓練と ADL の向上に努めます。

3 家族との連携

利用日の様子をお伝えし、またご家庭の様子をうかがえる様、必要な方には連絡帳などを用意し、ご家族との連携に努めます。

4 環境整備

施設内の清掃と利用者周辺の整理整頓に心がけ、感染症等に注意を払い、感染症対策マニュアルをもとに、こまめな換気や利用者の心身の健康保持に努めます。

5 健康管理

新型コロナウイルス感染拡大予防対策として、検温、手指消毒を徹底し体調の変化を確認します。

6 防災計画

年2回、施設内他事業と合同で火災を想定した避難誘導訓練及び災害を想定した避難誘導訓練や避 難経路の確認を行います。

7 日課 平日 学校の下校に合わせ送迎車で施設へ移動

趣味活動 15:30~18:00(保護者迎えまで)

帰宅(事業所送り) 通常 17:00 事業所発 帰宅(保護者迎え) 通常 18:00 まで

土曜 祝祭日 学校休業日 受け入れ時間 9:00~17:00

8 職員研修

内部、外部の研修に積極的に参加し、報告伝達研修を実施することにより事業所全体の資質の向上 と統一した支援に努めます。

令和5年度 新グループホーム建設事業

1 事業運営基本計画

- ① 地域住民への報告、連絡、相談を行い、お互いに見通しが持てる事業計画を実施します。
- ② 令和5年度佐賀県障害福祉関係施設整備費補助申請の手続きを滞りなく実施するとともに、新グループホーム建設費用の償還計画や経営のための収支計画を行います。
- ③ 新グループホームの入居者、および職員の募集準備を行います。

2 利用者、家族への処遇

- ① 新グループホームは介護サービス包括型(日中は生活介護や就労事業所へ通所し夕方に帰宅する)での運営計画です。現在の利用待機リストや相談支援専門員からの情報では、障害程度区分が 4~6 の比較的重度の方々の希望が多いため、障害の特性を理解し、集団での生活ができるだけ行いやすい環境が整えられるよう努めます。
- ② 新グループホームは1棟建設し、1棟6名の入居者、2名のショートステイ受け入れ、多目的に使用できる部屋1床を整備します。職員配置は利用者が滞在している時間帯に2名配置します。 夜間帯も同様に2名の職員配置を行います。

3 行動計画

令和5年4月 福祉医療機構との融資相談

令和5年7月 佐賀県障害福祉関係施設整備費補助申請

令和5年8月 \sim 10月 農地転用申請 令和6年2月 \sim 5月 造成開始

令和5年7月 佐賀県障害福祉関係施設整備費補助採択結果

融資金融機関決定、建設会社入札

 令和6年10月
 建設着工

 令和7年3月
 竣工

令和7年4月 新グループホーム運営開始